

企業版ふるさと納税の概要

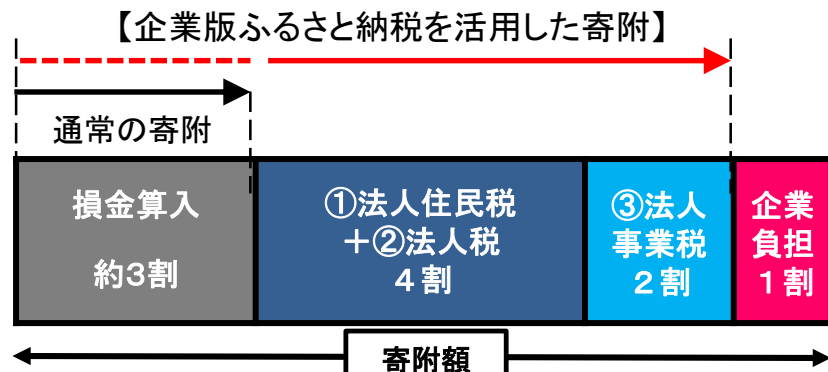
地方公共団体が行う地方創生の取組に企業が寄附をした場合に、
法人関係税を税額控除（最大9割）する優遇措置（令和6年度までの特例措置）

制度のポイント

- 企業が自治体に寄附
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- **松山市まち・ひと・しごと総合戦略に位置付けられる事業が対象**
- **本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外**

※ 事業を実施する地方公共団体（松山市）に本社が所在しない企業であって、外国法人を含め、青色申告書を提出している法人であること。

軽減効果
最大
約9割



例) 100万円寄附すると、**最大約90万円**の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

制度活用の流れ

